

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 学校教育課	
許 認 可 等 名	徳島市立幼稚園預かり保育料の減免	
根 拠 法 令	徳島市立幼稚園条例	
根 拠 条 項	第7条第4項	
連 絡 先	(電話 621 - 5435)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市に住所を有し、徳島市立幼稚園の預かり保育を受けようとする者のうち、預かり保育料の額等を定める規則第5条第1項の各号に該当する者のほか、市長が特別の事情があると認める者については、預かり保育料を減免する。</p> <p>この場合の市長が特別の事情があると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 主たる生計者の失業、疾病等により預かり保育料の納付が困難な世帯に属する者</p> <p>(2) 非常の災害等による家計の急変により預かり保育料の納付が困難な世帯に属する者</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 25日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)